



各 位

会 社 名 京 都 き も の 友 禅 株 式 会 社 代表者名 代表 取 締 役 社 長 服 部 雅 親 (コード番号 7615 東証第1部) 問合せ先 執行役員経営企画部長 白岩 正樹 (TEL. 03-3639-9191)

当社幹部社員に対する「株式給付型ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社幹部社員(以下、「幹部社員」という。)を対象としたインセンティブ・プランとして、「株式給付型ESOP」(以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は、幹部社員のインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業 価値の増大への貢献意識や士気をこれまで以上に高めることを目的として、本制度を導入します。

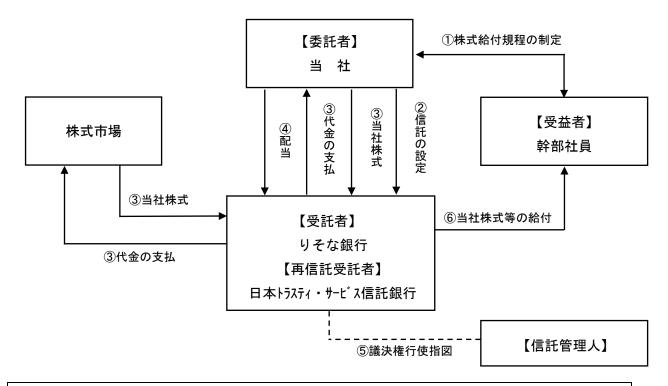
2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」という。)に基づき、一定の要件を満たした幹部社員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、幹部社員に対し、株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の 受益者要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の 金銭(以下、あわせて「当社株式等」という。)を給付します。なお、当該信託設定に係る金銭は全 額当社が拠出するため、幹部社員の負担はありません。

本制度の導入により、幹部社員は、当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができる ため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信 託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者候補である幹部社員の意思が反映され るため、経営参画意識を高める効果が期待できます。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、取引市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により、当社株式を取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を 行い、受託者はかかる指図に従います。
- ⑥ 幹部社員に対しては、信託期間中、上記①の株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じて事業年度毎にポイントが付与され、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした幹部社員に対して、付与された累積ポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。
- ※受益者要件を充足する幹部社員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(参考)

1. 本信託契約の内容

(1) 名称 : 株式給付型ESOP信託

(2) 委託者 : 当社

(3) 受託者 : 株式会社りそな銀行

(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

(4) 受益者 : 幹部社員のうち受益者要件を満たすもの

(5) 議決権行使 : 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。

(6) 信託管理人 : 当社の従業員から選定

(7) 信託契約日 : 2020年8月 (予定)

(8) 信託期間 : 2020 年 8 月 (予定) から本信託が終了するまで。 (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

本信託における当社株式の取得内容(金額、取得方法等)については決定後、適時適切に開示するものとします。

以 上